

第3号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

京都地方税機構
広域連合長 山崎 善也

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(行政不服審査法施行条例の一部改正)

第1条 行政不服審査法施行条例（平成28年京都地方税機構条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例（平成21年京都地方税機構条例第6号）の一部を次のように改正する。

第33条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京都地方税機構議会個人情報保護条例の一部改正)

第3条 京都地方税機構議会個人情報保護条例（令和5年京都地方税機構条例第3号）の一部を次のように改正する。

第52条、第53条並びに第54条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。